

(宛先) 筑紫野市長

第3子以降を養育する多子世帯利用給付請求書
【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、筑紫野市届出保育施設等第3子以降保育料助成事業実施要綱第7条の規定に基づき、第3子以降を養育する多子世帯利用給付について、次のとおり請求しますので、振込先口座に振り込んでください。

- なお、多子世帯利用給付の審査に当たり、次の事項に同意します。
- 1 申請者と対象児童が、筑紫野市内に居住していることを住民基本台帳で確認すること。
 - 2 実際に利用していることを筑紫野市が対象施設に確認すること。
 - 3 利用料の支払い状況を筑紫野市が対象施設に確認すること。
 - 4 対象児童が、第3子以降を養育する多子世帯の筑紫野市届出保育施設等第3子以降保育料助成事業実施要綱第2条第3号に規定する者であるかを確認すること。

1 認定保護者(請求者)※第3子以降を養育する多子世帯利用給付認定通知書に記載された認定保護者名を記入してください。

ふりがな		児童 との 続柄		生年月日	年	月	日
氏 名	印		現住所	電話：			
※振込先は申請者名義の口座です。							

2 対象児童(対象児童ごとに申請してください。)

認定番号			
生年月日	年 月 日	ふりがな	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏 名	
☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3 利用した届出保育施設等を記入(複数記入可)

①	ふりがな		所 在 地	〒	
	施 設 名				電話：
	契約している保育料※1		☐ 月額	円 ☐ 日額	円 ☐ 時間額
②	ふりがな		所 在 地	〒	
	施 設 名				電話：
	契約している保育料※1		☐ 月額	円 ☐ 日額	円 ☐ 時間額
③	ふりがな		所 在 地	〒	
	施 設 名				電話：
	契約している保育料※1		☐ 月額	円 ☐ 日額	円 ☐ 時間額

※①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

※1 該当箇所にレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

4 利用年月及び請求額の内訳を記入

利用年月	届出保育施設等に支払った 月額保育料 (a) ※2 ※3	月額上限額 (b)	請求額 (a と b を比較して 小さい方)
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
請求額 合計			円

- ※2 上記で記入した保育料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付してください。
- ※3 保育料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定してください。(10 円未満の端数がある場合は切り捨て)
- ※4 月額上限は、届出保育施設の利用の場合は月額 42,000 円、企業主導型保育事業所の利用の場合は 0 歳児月額 37,100 円、1、2 歳児月額 37,000 円です。(届出保育施設と企業主導型保育事業所の併用利用の場合は、企業主導型保育事業所の保育料のみ対象) 月途中で認定期間が終了または開始する場合か、市町村間の転出入の場合、月額上限は次のとおりとなります。
- ・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の上限額：37,000 (42,000) 円×転出日までの日数÷その月の日数
 - ・月途中で認定期間が開始する場合、
または別の市町村から転入した場合の上限額：37,000 (42,000) 円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

5 振込先（認定保護者名義の口座を記入ください。）

振込先 (世帯主の口座)	ゆうちょ 銀行以外 の金融機関	銀行・農協 信用金庫 信用組合										本店 支店 出張所	種別	普通・当座
		口座番号								名 義 カタカナ				
	ゆうちょ 銀 行	通帳記号					通帳番号					名義カタカナ		
		1					の							